食品関連海外展開支援実施業務 仕様書

1 委託業務名

令和6年度 経商産振委第3号 食品関連海外展開支援実施業務

2 委託業務の目的

人口減少社会を迎え、国内市場が縮小傾向にある中、経済発展が進んでいる東アジア・東南アジアの海外市場においては、商品の流通性が非常に高くなっており、海外へ進出し、販路を拡大しようとする中小企業者が増えている現状である。

本業務は、静岡県中部5市2町(静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町)(以下、「中部5市2町」という。)の事業者が、海外輸出を実施するうえで直面する、言語、輸出規制や書類作成、現地のマーケティング事情、商流等などの様々な課題に対する支援を行うことにより、参加事業者の対応力を強化し、海外進出を行えるようにすることを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月14日(金)まで

4 委託業務の内容

下記の(1)から(6)の業務を実施する。なお実施に係る募集広報、会場手配、設営、受付等は、 受託者が実施すること。また、関係機関と協働し、事業を実施すること。

(1) セミナー等実施業務

下記①から③について学ぶことができるセミナー等を実施する。

- ①台湾市場の基礎知識、現在のトレンド
- ②バイヤーについて
- ③台湾への貿易の基礎

(2) 飲食店・小売店等でのテストマーケティングの実施

台湾の飲食店・小売店等でテストマーケティングを実施する。

(3) 商談会運営業務

台湾のバイヤーを集め、オンラインにて商談会を実施する。

(4) 台湾での営業代行業務

台湾でのバイヤー、飲食店等に向けた営業の代行業務を実施する。 営業に必要な資料の翻訳等も実施する。

(5) 日台共同商品開発

台湾の製造業・小売業・卸売業等の事業者と静岡中部 5 市 2 町の事業者による商品の共同開発を実施する。開発にかかる商品検査費等は受託者で実施する。

(6) フィードバック業務

上記(1)から(5)に基づき、参加事業者に対しフィードバックを行う。

5 業務の仕様

(1) セミナー等実施業務

ア 対 象 食品関連事業者とする。ただし、中部5市2町に所在し、海外展開の経験年数が浅 い中小企業者を中心とする。

イ 募集数 参加事業者数は、10社以上とする。

ウ 内 容 (ア) セミナー等の開催概要は以下のとおりとする。

a 回 数 1回

b 時 間 委託者と協議の上、受託者が指定する

c 会 場 受託者が手配した静岡市内の会場またはオンライン

d 内 容 台湾市場について、貿易の基礎、バイヤーについて等のセミナー 及び商談会に必要な営業資料、商品企画書の作成のためのワークショップ

(イ) セミナー等の内容に関しては事前に委託者と打合せを行い、実施すること。

(2) 飲食店・小売店等でのテストマーケティングの実施

ア 対 象 台湾への輸出に関心のある、中部5市2町に所在する食品関連事業者。

イ 内 容 (ア)期 間 (1)の終了後から令和6年12月31日(火)の間で1カ月程度

(イ) 商品数 30 品以上

商品数に関してはテスト販売を行う1店舗につき1商品と数え、 店舗数が複数の場合は、店舗数分の商品数として扱うことがで きる。

例) 3店舗で3商材をテスト販売→9商材

(ウ)場 所 飲食店又は小売店とする。

ただし状況に応じて委託者と協議の上、ECサイト等、オンライン上でのフェアも可とする。

(エ) 広報 紙媒体やWEB広告、現地メディアへのプレスリリース、 インフルエンサーの記事投稿など、現地の方1万人以上にリー チする取り組みを行うこと。

(オ) 輸 送 継続取引を見込み、サンプル輸送ではなく、国内商社、台湾商社 を利用した正規輸出で商材を台湾に輸出すること、その際に必 要な手続きや商社等の調整は受託社が行うこと。

(カ) 商 材 商材はフェア実施店舗もしくは受託者の買取とする、ただしフェア実施前のサンプルに関しては、委託者と協議の上、参加事業者の負担等することも可とする。

(3) 商談会運営業務

台湾のバイヤーを集め、参加事業者とのオンライン商談会を実施する。

ア 対 象 静岡県中部5市2町に主たる事業所のある事業者で自社製品を持つ者

イ 目 標 (ア) 商談件数 30 件以上

- (イ)対象事業者の商材は1社1商材に限らず、同種又は異種の複数商材を取り扱 えるものとする。ただし1事業者につき最大3商品とする。
- ウ 内 容 (ア) 台湾のバイヤーへ参加事業者の商品情報やサンプル等を渡し、オンライン商 談会を実施する。台湾、静岡とも現地会場の有無は問わない。

参加事業者は日本語での商談となるため、台湾バイヤー側に日本語話者がいない場合は必ず通訳を付けること。

詳細については下記のとおり

- ① 期 間 (1)終了後から令和7年2月28日(金)まで
- ② 実施国 台湾
- ③ 方 法 オンライン商談
- ④ バイヤー 300 者以上の食品関連事業者にメール、文書での案内配信をすること。
- ⑤ サポート 商談会前に参加事業者に向けて、必要書類等の中文での翻訳 をサポートすること
- ⑥ 報 告 商談会について委託者に事業者ごとの報告書を作成すること
- (イ) 商談に必要な必要書類等の準備など、参加事業者に対して支援を行うこと。
- (ウ)輸出に必要な商社の紹介、またその他関連会社の紹介等を行い、商談が決定した後も、輸出ができるよう支援を行うこと。

(4) 台湾での営業代行業務

ア 対 象 (1) または(2) に参加した事業者

イ 回 数 (ア)12回以上

(イ) 1カ月に2回程度

ウ 期 間 (ア)(2)終了後から令和7年3月14日(金)まで

(イ) 実施国 台湾

(ウ) 方 法 食品関連事業者 (バイヤー等) への訪問営業、DM配信、電話等

(エ) サポート 必要に応じて参加事業者と食品関連事業者 (バイヤー等) との 商談を実施し、その際の資料の翻訳、通訳は受託者が行うこと

(5) 日台共同商品開発

ア 対 象 静岡県中部5市2町の製造業者

イ 内 容 台湾の製造業・小売業・卸売業等の事業者と静岡中部 5 市 2 町の事業者による商 品の共同開発を実施する。商品は食品とする。開発にかかる費用は受託者で実施す る。

- ウ 販 路 台湾及び日本国内での販売を実施する。台湾での販売に関しては(2)と合わせて 実施しても構わない。
- エ 時 期 商品開発については令和6年11月までに完成とする。

(6) フィードバック業務

ア 対 象 上記(1)から(4)に基づくものとする。

イ 内 容 下記に示す2種類のフィードバック業務を行うこと。

(ア) 委託者用

- ① 上記(1)から(3)の業務に際し、業務の実施内容及び参加事業者ごとの 結果等がわかるよう報告書を作成すること。ただし、報告書に記載する項目 及び内容は、委託者と協議・調整の上、決定するものとする。
- ② 参加事業者へのフィードバックを基に、事業者の満足度、課題などを事業者 ごとにまとめて報告すること。
- ③ (1)の開始月から翌月10日までに毎月月次報告を提出すること
- ④ (4) の事業が終了次第、全体報告書を提出すること

(イ)参加事業者(個別)用

一般消費者及び取引先への意見聴取の結果を踏まえ、商材の売価、数量、味、 形状など、得られた意見等に基づき、対象企業に向けた課題提起・改善提案等 を行うこと。

6 完了報告書の提出

受託者は、委託者が指定する書式を用いて定める業務完了報告書を作成し、書面及び電子媒体にて、 業務完了後速やかに委託者に報告すること。

7 疑義等

業務の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者等と密に連携し進めるものとする。 なお、本仕様に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。

8 留意事項

- (1) 本業務の実施に際し、成果等の達成に向け、効率的な業務遂行を図るとともに、委託者と十分な連絡調整を行い、円滑な実施を図るものとする。
- (2) 本業務の実施に基づくデータ及び成果品等に係る知的財産は、第三者に属する権利や企業情報漏洩等の問題が生じないことを前提に、委託者が利用できるものとする。
- (3) 本業務の実施にあたり、必要な一切の経費は当初の契約金額に含むものとする。
- (4) 本事業の実施にあたり、各国の輸出規制を遵守して実施すること。なお、それらに反した場合、受 託者が一切の責任において処理するものとする。
- (5) 本業務の実施にあたり、使用素材を必要に応じて加工修正をする場合にあっては、必ず管理元に対し、加工修正後の状態での許諾を取った上で使用すること。また、第三者が権利を有する著作物(以

下「既存著作物等」)が含まれる場合には、既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを受託者が行うものとし、当該許諾、使用等にあたり発生する費用は当初の金額に含むものとする。なお、万が一、著作権関係の紛争が生じた場合は、受託者が一切の責任において処理するものとする。

- (6)本人の承諾を得ることのできない人物画像等については、識別が不可能な程度の修正を行うこと。 また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責を負う ものとする。
- (7) 本業務の実施に際し、重大な瑕疵があった場合には、原因者において、必要な措置を講じること。 このため、受託者は責任の所在を明らかにするため、データの入手先や校正の記録、担当者等を記録 しておくこと。
- (8) 受託者は各業務の各段階において必要に応じて委託者と協議を行うこと。
- (9) 本業務の実施に際し、委託者の指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、委託者は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (10) 本事業において商材等に関するトラブルがあった際は、参加事業者及び受託者が責任を持って対処すること。